議案第５２号

南房総市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

南房総市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年８月２８日提出

南房総市長　　渡　辺　　秀　和

南房総市火入れに関する条例の一部を改正する条例

南房総市火入れに関する条例（平成１８年南房総市条例第１７８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「南房総市」を「市内」に改め、「昭和２６年法律第２４９号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「の許可」を「に規定する火入れの許可（以下「火入れの許可」という。）」に改める。

第２条第１項中「森林法」を「法」に、「火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の７日前までに、火入許可申請書（別記第１号様式）２通に、次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければ」を「規則で定めるところにより、市長に申請しなければ」に改め、同項各号を削り、同条第２項中「火入地」を「火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）」に、「定め、申請書に明示しなければ」を「定めなければ」に改める。

第３条中「当該」を「前条の」に、「次の各号のすべてに該当する」を「次に掲げる要件の全てを満たす」に改め、同条第１号中「森林法」を「法」に改め、同条第２号中「火入予定期間」を「火入れを行おうとする期間」に改める。

第４条第１項中「森林法」を「法」に改め、「とし」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、「火入許可証（別記第２号様式）」を「許可証（以下「火入許可証」という。）」に改め、同条第２項中「を不許可とするときは」を「の許可をしないときは、規則で定めるところにより」に改める。

第５条中「森林法」を「法」に改める。

第８条中「行う」の次に「前日」を加える。

第１１条第１項中「場所」を「場合」に改める。

第１２条第１項中「設置しなければ」を「配置しなければ」に改める。

第１４条第１項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は

林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第２項中「とき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に、「ときには」を「場合には」に改める。

第１５条中「消防長」を「安房郡市広域市町村圏事務組合消防長（以下「消防長」という。）」に改める。

第１７条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

別記様式を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第５２号　南房総市火入れに関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表　（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（趣旨） 第１条　この条例は、市内の森林又は森林の周囲１キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和２６年法律第２４９号。以下「法」という。）第２１条に規定する火入れの許可（以下「火入れの許可」という。）の手続その他必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、南房総市の森林又は森林の周囲１キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２１条の許可の手続その他必要な事項を定めるものとする。
（許可の申請） 第２条　法第２１条第１項の規定により、火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。	（許可の申請） 第２条　森林法第２１条第１項の規定により、火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の７日前までに、火入許可申請書（別記第１号様式）２通に、次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。 (1) 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図 (2) 火入地を申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書 (3) 申請者が請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し
２　申請者は、火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定めなければならない。	２　申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。
（許可の要件） 第３条　市長は、前条の申請に係る火入れが次に掲げる要件の全てを満たす場合でなければ、許可をしてはならない。 (1) 火入れの目的が法第２１条第２項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。 (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れを行おうとする期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認めら	（許可の要件） 第３条　市長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。 (1) 火入れの目的が森林法第２１条第２項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。 (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

改　正　案	現　　行
れること。	
（許可証の交付等） 第４条　市長は、火入れの許可をするときは、法第２１条第１項の規定により、第８条から第１５条まで及び第１６条第４項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、規則で定めるところにより、当該指示事項を記載した許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。	（許可証の交付等） 第４条　市長は、火入れの許可をするときは、森林法第２１条第１項の規定により、第８条から第１５条まで及び第１６条第４項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証（別記第２号様式）を交付するものとする。
２　市長は、火入れの許可をしないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。	２　市長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。
（許可後における指示） 第５条　市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、法第２１条の規定により、火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。	（許可後における指示） 第５条　市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第２１条の規定により、火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。
第６条、第７条　　（略）	第６条、第７条　　（略）
（火入れの通知） 第８条　火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。	（火入れの通知） 第８条　火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行うまでに、火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。
第９条、第１０条　　（略）	第９条、第１０条　　（略）
（防火帯の設置） 第１１条　火入責任者は、火入地の周囲に幅７メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については１０メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。	（防火帯の設置） 第１１条　火入責任者は、火入地の周囲に幅７メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場所における風下に当たる部分については１０メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。
２　　（略）	２　　（略）
（火入従事者）	（火入従事者）

改　正　案	現　　行
第１２条　火入者は、火入れに当たっては、１回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。 ⑴、⑵　　(略) ２、３　　(略)	第１２条　火入者は、火入れに当たっては、１回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を設置しなければならない。 ⑴、⑵　　(略) ２、３　　(略)
第１３条　　(略)	第１３条　　(略)
(火入れの中止) 第１４条　火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 ２　火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。	(火入れの中止) 第１４条　火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 ２　火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。
(緊急連絡体制の整備) 第１５条　火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び安房郡市広域市町村圏事務組合消防長（以下「消防長」という。）に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。	(緊急連絡体制の整備) 第１５条　火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び消防長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。
第１６条　　(略)	第１６条　　(略)
(委任) 第１７条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第１７条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

改　正　案	現　　行
	別記第１号様式（第２条関係） 火　入　許　可　申　請　書 年　月　日 南房総市長　宛 申請者　住所 氏名 次のように火入れを行いたいので許可されたく南房総市火入れに関する条例第２条の規定により申請します。

火入地	所在地	
	所有者（管理者）	
	地種区分	保安林（　）、普通林（　）、原野、その他（　）
	所有区分	国有地（　）、公有地（　）、私有地（　）
	面積	総面積　　ヘクタール
火入れ期間		年　月　日～　年　月　日（　日間）
火入れ目的		１　地ごしらえ　２　開墾準備　３　害虫駆除 ４　焼畑　５　採草地改良
火入れ方法		
防火体制	火入従事者	男　人、女　人、計　人
	防火帯	延長　メートル、幅員　メートル
	器具	
火入責任者		
備考		（添付書類　通）

（注）１　保安林の（　）の中には保安林種を記入、２　その他の（　）には土地現況を記入、３　所有区分の（　）には所有形態の細分（部分林、部落有林、社寺有林等）を記入

第２号様式（第４条関係）

火　入　許　可　証

年　月　日

許可番号　　号

申請人　　様

南房総市長　氏名　　印

月　日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。

火入場所	
面積	総面積　　ヘクタール
目的	
期間	年　月　日～　年　月　日（　日間）
火入責任者	
指示事項	
備考	

附　則（抄）

この条例は、公布の日から施行する。